

令和3年度

財政的援助団体等監査の
結果に関する報告書

令和4年3月

島根県監査委員

監 第 1 3 0 号

令和4年3月7日

島 根 県 議 会 議 長
島 根 県 知 事 様
島根県教育委員会教育長

島根県監査委員 白 石 恵 子

島根県監査委員 加 藤 勇

島根県監査委員 大 國 羊 一

島根県監査委員 三 島 明

令和3年度に実施した財政的援助団体等監査の結果に関する報告に
ついて

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助団体等監査を実施し、同
条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出
します。

なお、意見に対する措置については速やかに対応され、同条第14項の規定によ
る措置状況の通知については、令和4年9月15日（木）までに行ってください。

目 次

第 1	監査の概要	1
1	財政的援助団体等監査の趣旨	1
2	監査対象団体及び実施団体	1
3	監査の実施方法等	4
第 2	監査の結果	6
I	監査結果（総括）	6
1	改善等を要する事項	6
2	意見	7
II	監査結果（個別）	11
1	（公財）しまね女性センター	11
2	（公財）島根県育英会	13
3	公立大学法人島根県立大学	16
4	（公財）ふるさと島根定住財団	19
5	（公財）しまね国際センター	22
6	S P Sしまねグループ	24
7	（株）島根東亜建物管理	25
8	（一社）隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会	27
9	（公財）島根県環境管理センター	28
10	NPO法人 国際交流フラワー21	30
11	（公社）島根県林業公社	31
12	広島地区観光情報発信事業実行委員会	34
13	島根県中小企業団体中央会	35
14	島根県商工会連合会	36
15	斐川町商工会	37

16	出雲商工会	38
17	浜田商工会議所	39
18	平田商工会議所	40
19	(公財) 島根県建設技術センター	41
20	島根県土地開発公社	42
21	NPO法人 出雲スポーツ振興21	45
22	(株) I S P	46
23	(株) M I しまね	47
24	ミュージアムいちばた	48

第 1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の趣旨

地方自治法第 199 条第 7 項^(注1)の規定に基づき、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、資本金、基本金等を出資している団体、債務保証等をしている団体及び公の施設^(注2)の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

(注1)地方自治法第 199 条第 7 項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

(注2)公の施設

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設（学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等）。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は次のとおりである。

ア 財政的援助団体

- ① 県単独の制度により 1 千万円以上の補助金、交付金、負担金又は利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び 1 千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認められた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認められた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 債務保証、信託に係る団体

県が債務保証又は信託（不動産の信託に限る。）をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせているもの

(2) 監査対象団体の概要

監査対象団体の令和2年度末の状況は、次表のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設の 指定管理
		補助金等	貸付金	損失補償			
一般社団法人	6	6					
公益社団法人	4	3	1	1	2		
一般財団法人	2	1			1		1
公益財団法人	17	6	3	3	14		7
地方独立行政法人	1	1					
社会福祉法人	6	6					
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	11		1		3		7
その他	24	18	1	1	2	1	4
合計 (注3)	100	70	6	5	22	1	19

(注3) 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

令和3年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の24団体を選定し監査を実施した。

	監査実施団体名	所管課	監査対象とした 財政的援助等の内容
1	(公財) しまね女性センター	女性活躍推進課	出資・指定管理
2	(公財) 島根県育英会	総務課	貸付金・出資
		学校企画課	補助金等
3	公立大学法人島根県立大学	総務課	補助金等・出資
4	(公財) ふるさと島根定住財団	しまね暮らし推進課	補助金等・出資
		環境生活総務課	補助金等
		雇用政策課	補助金等
5	(公財) しまね国際センター	文化国際課	出資
6	SPSしまねグループ	文化国際課	指定管理
7	(株) 島根東亜建物管理	スポーツ振興課	指定管理
8	(一社) 隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進 協議会	自然環境課 隠岐支庁県民局	補助金等
9	(公財) 島根県環境管理センター	廃棄物対策課	補助金等・損失補 償・出資
10	NPO法人 国際交流フラワー21	産地支援課	指定管理
11	(公社) 島根県林業公社	林業課	補助金等・貸付金 ・損失補償・出資
12	広島地区観光情報発信事業実行委員会	観光振興課	補助金等
13	島根県中小企業団体中央会	中小企業課	補助金等
14	島根県商工会連合会	中小企業課	補助金等
15	斐川町商工会	中小企業課	補助金等
16	出雲商工会	中小企業課	補助金等
17	浜田商工会議所	中小企業課	補助金等
18	平田商工会議所	中小企業課	補助金等
19	(公財) 島根県建設技術センター	土木総務課	出資
20	島根県土地開発公社	土木総務課	出資
		用地対策課	貸付金
		斐伊川神戸川対策課	貸付金
		管財課	貸付金
		企業立地課	債務保証
21	NPO法人 出雲スポーツ振興21	都市計画課	指定管理
22	(株) ISP	都市計画課	指定管理
23	(株) MIしまね	文化財課	指定管理
24	ミュージアムいちばた	文化財課	指定管理

3 監査の実施方法等

(1) 実施方法

監査実施団体については原則として実地監査を行い、監査実施団体の所管課及び監査実施団体の一部については書面監査により行った。

(2) 対象年度

監査は原則として令和2年度を対象とし、必要に応じ令和3年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 監査実施年月日

監査実施団体名	監査実施年月日
(公財) しまね女性センター	令和3年11月 5日
(公財) 島根県育英会	令和3年11月12日
公立大学法人島根県立大学	令和3年11月 2日
(公財) ふるさと島根定住財団	令和3年11月 5日
(公財) しまね国際センター	令和3年11月 1日
SPSしまねグループ	令和3年11月 9日
(株) 島根東亜建物管理	令和3年10月14日
(公財) 島根県環境管理センター	令和3年11月 9日
NPO法人 国際交流フラワー21	令和3年11月 9日
(公社) 島根県林業公社	令和3年10月14日
島根県中小企業団体中央会	令和3年11月 1日
島根県商工会連合会	令和3年11月 1日
(公財) 島根県建設技術センター	令和3年11月12日
島根県土地開発公社	令和3年11月12日
NPO法人 出雲スポーツ振興21	令和3年10月22日
(株) ISP	令和3年11月 2日
(株) MIしまね	令和3年10月14日
ミュージアムいちばた	令和3年10月22日

所管課及び上記以外の監査実施団体については、事前に職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

(6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

監査委員 白石 恵子

監査委員 加藤 勇

監査委員 大國 羊一

監査委員 三島 明

なお、地方自治法第199条の2の規定により、加藤勇監査委員は島根県商工会連合会について監査を行っていない。

第2 監査の結果

I 監査結果（総括）

各監査実施団体別の監査結果は、II 監査結果（個別）に掲げるとおりであり、改善を要するものとして指摘した事項及び指導した事項はなく、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、監査全般を通じた意見は4件あり、これについては、II 監査結果（個別）に掲げた意見を含め県報掲載により公表する。

1 改善等を要する事項

(1) 指摘事項^(注4)（団体・所管課）

該当なし

(2) 指導事項^(注5)（団体）

該当なし

(3) 指示事項^(注6)（所管課）

該当なし

(注4) 指摘事項

速やかに是正又は改善を要する事項で、公表することが相当と認められるもの

(注5) 指導事項

指摘事項には至らないが、該当の団体に対して文書によって指導し、是正を求めることが適当なもの

(注6) 指示事項

指摘事項には至らないが、該当の所管課に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

2 意見

監査全般を通じた意見は、次のとおりである。

(1) 県の施策の達成に向けた団体と所管課の十分な連携等

【該当団体、該当所管課、人事課、財政課】

県が補助金、貸付金等の財政的援助を与えている団体、県が資本金、基本金等を出資している団体及び県が債務保証等をしている団体にあつては、事業の執行に当たり当該財政的援助等の目的に沿って行われる必要がある。

その上で、特に出資団体や所管課にあつては、次の事項に留意の上、事業を執行されたい。

ア 各団体間の連携

各種の施策をより効果的なものとするためには、各団体と所管課に留まらず、関連する機関との十分な連携が必要である。

今回の監査では、例えば、(公財)ふるさと島根定住財団、(公財)島根県育英会や公立大学法人島根県立大学において、それぞれが学生向けの各種支援策を展開していた。

地域を支え、地域で活躍する若者の人材育成や県内定着・回帰に向けて、島根県立大学やふるさと島根定住財団が参画する「しまね産学官人材育成コンソーシアム」のように関係機関の幅広い連携が図られているものがある一方で、それぞれの団体と所管課が情報を共有し、一層連携を深めて事業を構築していく必要があると考えられるものも見受けられたところである。

については、各団体及び所管課においては、所管団体の事業執行に当たり、他の団体と協働してあるいは調整してできないかなど、横断的な視点を持って十分に連携が図られるよう努められたい。

イ 各団体の人材確保・人材育成

各団体の事業の実現には、専門性を高めるとともに、蓄積されたノウハウを継承していくために必要な人材の確保と人材育成も重要である。

今回の監査では、例えば、(公財)島根県建設技術センターや島根県土地開発公社において、将来の職員の人材不足をそれぞれが課題と認識し、人材の確保に鋭意取り組んでいる状況が見られた。

しかしながら、個々の取組では抜本的な解決には至っておらず、また、人材育成には相当な期間も必要となると考える。

については、所管課は、各団体の将来的な人材確保について、各団体とともに計画的な検討に努められたい。

また、各団体の人材育成について、人事課や自治研修所で開催されている研修のオンラインでの受講などについて、経費負担も含め検討されたい。

(2) 指定管理者制度導入施設

平成16年度から始まった指定管理者制度は、令和3年4月1日現在で26施設に導入されており、そのうち利用料金制*1を採用している施設が10施設となっている。

今回監査を行った指定管理者制度導入施設は、下表の8施設である。

	施設名	利用料金制
1	島根県立男女共同参画センター	
2	島根県立美術館	
3	島根県立はつらつ体育館	
4	島根県花ふれあい公園	○
5	島根県立浜山公園	○
6	島根県立石見海浜公園	○
7	島根県立古墳の丘古曾志公園	
8	島根県立古代出雲歴史博物館	

今回の監査で、指定管理者からは、新型コロナウイルス感染症の影響への対応において、引き続き、県と指定管理者間で十分な協議をして欲しいとの意見が聞かれた。

ア 不測の事態における指定管理者との十分な協議、調整

【該当所管課・人事課・財政課】

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、公の施設においては、感染予防、拡大防止の観点から、施設の休館や利用範囲の縮小を余儀なくされたほか、各種イベントの中止、縮小等の影響が発生した。

そうした影響による指定管理料の額の変更については、昨年度の監査意見において、実態を把握し、基本協定書のリスク分担の解釈も含め、県と指定管理者で十分な協議を行うなど、適切に対応されたい旨、意見を付したところである。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症による指定管理業務への影響は、基本協定書第36条に定める不可抗力の発生として取り扱うこと

とされ、指定管理者との協議及び覚書の締結の上、適切に対処されたものである。

については、令和3年度以降においても新型コロナウイルス感染症などのような予見できない不可抗力の発生に当たっては、指定管理料の額の変更など指定管理者との十分な協議を行い、調整の上、引き続き適切に対応されたい。

イ コロナ後を見据えた公の施設の利活用促進

【指定管理者、該当所管課】

公の施設については、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出控えや、県からの感染拡大防止策としての施設に対する休館要請、また、施設自らも対応策として各種イベントを中止する等により利用者の減少が見られたところである。そうした中、施設によっては、次のような取組が見られた。

- ・ オンライン予約・決済システムを導入し、同一時間枠の人数上限を設定することでソーシャルディスタンスの確保を図るなどして集客した事例
 - ・ 団体利用者が見込めないことから個人利用者をターゲットとして、道の駅へのポスター掲示及び割引チケットを組み込んだパンフレット配置により利用者を誘引し一定の集客に成功した事例
 - ・ イベント実施期間を週末開催から平日を含む9日間の開催期間に変更し、かつ、オンラインと会場での参加を両方可能にして実施した事例
- また、利用者側において新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止を念頭に置いた次のような利用も見られた。
- ・ 県内学校の修学旅行先として選定され利用された事例、近隣小学校の遠足で利用された事例
 - ・ 野外ステージを有する施設では、近隣団体が吹奏楽練習場として利用された事例や大学生による音楽ライブ開催が計画された事例

こうした事例を参考に、コロナ後を見据え、新たな誘客活動を展開していくことやイベント開催に向けた新たな手法の検討、また、利用者側からの新たな利用方法に着目した施設利用のPRや近隣の施設と連携した情報発信をしていくことも重要である。

については、指定管理者と該当所管課においては、施設面での感染防止対策を徹底した上で、更なる誘客活動や施設利用に向けた情報発信を行い、公の施設の利活用の促進に取り組まれない。

***1 利用料金制とは**

公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる制度で、指定管理者の経営努力が発揮しやすくなるとともに、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化が図られるもの。

II 監査結果（個別）

1	団体名	（公財）しまね女性センター	所管課	女性活躍推進課
---	-----	---------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成10年10月12日

(2) 設立目的

島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円（県出資比率：89.2%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

男女共同参画社会の実現に関する相談事業、情報収集及び提供事業、調査研究事業、学習・研修事業並びに個人・グループ・団体等の活動及びネットワークづくりへの支援事業など、男女共同参画社会形成推進のための事業を実施している。

(2) 公の施設の指定管理

ア 男女共同参画センター（あすてらす）（所在地 大田市）

① 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備の使用の承認に関する業務
- ・施設及び設備の使用に係る使用料の徴収に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・島根県女性相談センター西部分室及び島根県西部県民センター県央事務所等の施設及び設備の維持管理に関する業務

② 指定期間 令和2年度～令和6年度

③ 指定管理料 103,022千円（令和2年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

情報ライブラリー及び宿泊施設の有効活用

情報ライブラリーには、男女共同参画に関する書籍、DVD、雑誌等を所蔵しており、館外への貸出しもしている。書籍等は、郵送での貸出しや県立図書館、学校等へのパッケージ貸出し、出前事業での貸出しもしているところだが、情報ライブラリーが十分に活用できているとは言い難い状況にある。

また、宿泊施設はコロナ禍により利用者が激減しており、本来の宿泊施設の設置目的である研修による利用率も低い状況にある。

については、情報ライブラリーは県内の図書館をはじめとした各施設への積極的な広報宣伝活動等により、また、研修を目的とした宿泊施設の活用は例えば、交流会を伴う宿泊研修の開催等により、各施設の一層の有効活用に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

施設の有効活用

団体意見で述べたように、男女共同参画を促進するための県の拠点施設である男女共同参画センターに設置された情報ライブラリー及び宿泊施設は、十分に活用できているとは言い難い状況にある。

については、今後とも、団体との連携を密にして、情報ライブラリー及び宿泊施設が有効活用されるように努められたい。

2	団体名	(公財) 島根県育英会	所管課	総務部総務課 学校企画課
---	-----	-------------	-----	-----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和33年6月17日

(2) 設立目的

優秀な学生又は生徒であって、学資の支弁が困難であると認められる者に対する奨学金又は就学資金の貸与並びに学生寮を運営してその修学の便を図り、もって社会に有為な人材の養成に寄与する。

(3) 県の出資状況

奨学金貸与事業の拡充に際し、基本財産を出資している。

出資金額 210,000千円 (県出資比率: 39.3%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 事業内容

①大学等の学生を対象とした就学資金及び奨学金の貸与

②学生寮の運営

イ 事業実施状況

①就学資金の貸与 (平成14年度から実施)

令和2年度貸与人数	57名
令和2年度貸与額	46,100千円
令和2年度末貸与延人数	795名
令和2年度末就学資金貸与金	248,180千円

②奨学金の貸与 (昭和36年度から実施)

令和2年度貸与人数	157名
令和2年度貸与額	103,500千円
令和2年度末貸与延人数	4,019名
令和2年度末奨学金貸与金	733,151千円

③学生寮の運営

令和2年度新規入寮者7名

令和2年度充足率40.4% (定員70名)

(2) 補助金

ア 島根県育英会高等学校等奨学事業費補助金

① 内容

県内に生活の本拠を有する者の子弟で、高等学校等に在学し学習意欲が旺盛でありながら経済的な理由により修学が困難な者を対象として島根県育英会が行う奨学資金の貸与(無利子)に必要な経費を島根県が補助する。

高等学校等奨学事業は、日本育英会の解散に伴い、平成17年度から島根県育英会が実施している。

② 補助金額 41,474千円

(3) 貸付金

ア 専修学校進学者特別支援資金

① 内容

雇用状況の悪化を受けて就職から専修学校への進学に進路変更せざるを得なかった高校生の修学を支援するため、島根県育英会が奨学金及び就学資金を貸与するのに必要な資金を、平成22年度から平成25年度に貸し付けている。

② 貸付金額

令和元年度末残高	21,331千円
令和2年度返済額	6,224千円
令和2年度末残高	15,107千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

学生会館事業等のあり方

島根県育英会は、大阪府及びその周辺に所在する大学等に在学・進学する県内出身の優秀な学生等の修学の便を図るため、平成15年3月に70名定員の学生会館を大阪府吹田市に開設した。

入寮状況を示す充足率は、会館2年目の平成16年度の87.1%を最高に、70%代後半から80%代半ばで推移してきており、平成28年度からは更に減少し続け、令和2年度には40.4%となった。

併せて、学生会館事業の収支は開館以来毎年赤字となっており、充足率の

低下とともに赤字幅も拡大し、令和2年度末の繰越収支差額は約119百万円の赤字となった。

一方、大学等の学生を対象とした奨学金については、50人の募集枠になった平成14年度以降、新規貸与応募者数は平成15年の486人をピークに減少傾向が続いており、令和2年度は84人となっている。

については、大阪府周辺へ進学する学生等への支援に限られている学生会館事業及び大学等の学生を対象とした奨学金事業について、県とともに今後の必要性を精査し、県出身大学生等へのより効果的な支援となるよう検討されたい。

(2) 所管課（総務課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

学生会館事業等のあり方

団体意見で述べたように、大阪府周辺へ進学する学生等への支援に限られている学生会館事業及び大学等の学生を対象とした奨学金事業について、団体とともに今後の必要性を精査し、県の関係部局や関係機関と連携のうえ、県出身大学生等へのより効果的な支援となるよう検討されたい。

(3) 所管課（学校企画課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

3	団体名	公立大学法人島根県立大学	所管課	総務部総務課
---	-----	--------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(地方独立行政法人として、島根県立大学及び島根県立大学短期大学部を設置・運営)

(2) 設立目的

豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として、幅広い教養と高い専門性を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指し、大学を設置し、管理する。

(3) 県の出資状況

団体の設立に際し、大学を継続的に運営していくために必要な土地・建物を現物出資（評価額が団体の資本金に相当）し、平成24年度に出雲キャンパスの四年制大学化に伴う駐車場土地（111, 119千円）、平成30年度に出雲キャンパス5号館（2, 239, 500千円）、令和元年度に松江キャンパス図書館棟（657, 400千円）を追加出資している。

出資金額 16, 791, 459千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金

① 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、大規模修繕、大規模システム整備等の施設・設備の整備に要する経費や災害に伴う経費など法人の責によらない突発的な経費に要する経費等について交付する。

② 補助金額 265, 459千円

(2) 交付金

ア 公立大学法人島根県立大学運営費交付金

① 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、法人や大学の運営に必要な経常的経費等について交付する。

② 交付金額 2,071,819千円

イ 公立大学法人島根県立大学授業料等減免交付金

① 内容

大学等における修学の支援に関する法律第10条の規定に基づき、設立団体として、学生の授業料等減免に必要な経費について交付する。

② 交付金額 110,036千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

第3期中期計画の着実な実行と更なる推進

県立大学は、第3期中期計画（令和元年度～令和6年度）の着実な実行に向け、県内入学率、県内就職率をそれぞれ全学5割以上とする目標値を掲げ、日本一の地域貢献型大学を目指し全学一体となって取組を進めることとしている。

令和3年4月には、重要施策の全学的な推進のため、「魅力化推進本部」を設置し、入試改革や高大連携の推進、学生のキャリア戦略の推進を図るとともに、県民や受験生に大学の魅力を伝えるため広報活動を強化している。

主な取組やその成果としては、浜田キャンパスに、令和3年4月に新学部として、国際関係学部、地域政策学部を設置した。

また、県内高校生の受入れ増加に向け、県内高等学校との連携を深めるとともに、県内入学生枠を拡充するなどの入試改革を行い、令和3年度の県内入学率51%を達成し、令和4年度に向けては、出雲キャンパスにおける県内入学生枠の拡充も予定している。

県内就職者の増加に向けては、「しまね産学官人材育成コンソーシアム」への参加や県内就職希望者のための奨学金創設、企業との連携協定締結など地元企業等との連携を深めている。

地域活性化への貢献では、大学のサテライト施設を津和野町や大田市大森地区へ設置するなど、地元人材の育成に向けた各種取組を進めている。

県では人口減少対策が最大の政策課題であり、「島根創生計画」を進める上で、教育に寄せる期待は大きく、このような県立大学の取組は高く評価できるものである。

については、第3期中期計画の更なる推進に向けて、県内高等学校、地元企業、市町村や地域との連携をより一層進められたい。

また、県内高等学校からの進学者の増加や卒業生の県内定着、地域に貢献する優れた人材の育成を図るため、現在の取組の結果を検証し、より実効性のあるものとなるように、引き続き取り組まれたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

第3期中期計画の着実な実行に向けた支援

県立大学では、県が示した第3期中期目標を達成するため、第3期中期計画に沿って、新学部の設置、県内入学者比率向上に向けた入試改革の実施、また、卒業生の県内定着に向け、地元企業や行政と連携して長期・実践型インターンシップを制度化し学生が県内企業等を知る機会を増やすなど、理事長を中心に全学一体となって鋭意取り組んでいる。

については、こうした取組が着実に実行され、成果につながるように、必要な支援を行われたい。また、定住、雇用、教育、健康福祉等の関係部局や関係機関の理解と必要な協力が得られるように、引き続き努められたい。

4	団体名	(公財) ふるさと島根定住財団	所管課	しまね暮らし推進課 環境生活総務課 雇用政策課
---	-----	-----------------	-----	-------------------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年9月3日

(2) 設立目的

活力と魅力ある地域づくりを推進するとともに、若年者の就職支援対策等を重点的に実施することにより、新規学校卒業者を中心とする若年層の県内就職と県外からのU・Iターンの促進を図り、本県における人口定住に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 417,000千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

若年者の県内就職促進のための情報提供事業やキャリア形成支援、企業理解の場の創出等、県外からのU・Iターン促進のための定住総合情報の提供やU・Iターン希望者等の受入れの強化、また、活力と魅力ある地域づくり促進のための地域の活性化を担う人々等の連携支援等に係る事業を実施している。

(2) 補助金

ア ふるさと島根定住支援補助金（U・Iターン支援分、地域づくり活動支援分）

① 内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、財団の事業費及び運営費を補助し、活動の円滑な推進を図る。

② 補助金額 456,937千円

イ ふるさと島根定住支援補助金（NPO支援分）

① 内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、財団の事業費を補助し、社会貢献活動の円滑な推進を図る。

② 補助金額 11,613千円

ウ ふるさと島根定住支援補助金（県内就職支援分）

① 内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、財団の事業費を補助し、活動の円滑な推進を図る。

② 補助金額 154,158千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

定住対策の促進

財団は、若者を中心とした県内就職支援、県外からのUターン・Iターン（以下「U・Iターン」という。）の促進、活力と魅力ある地域づくりの促進の3つを柱として定住対策に取り組んでいる。

具体的には、U・Iターンの促進に向けた求人情報等の提供、相談、無料職業紹介、農林水産業等の産業体験等による移住・定住の支援などがある。

また、令和元年9月からは、首都圏の実態に即した効果的な取組を促進するため東京拠点の設置・運営を行っている。

若者の県内就職支援では、個別のキャリア相談・就職活動支援のための「ジョブカフェしまね」の運営、県内企業へのインターンシップや企業ガイダンスの開催などに力を入れ、大学生の県内就職率は、近年は約30%前後で推移している。

さらに、活力と魅力ある地域づくりの促進に向け、地域づくり団体・NPO法人等の組織人材の育成支援、関係人口の拡大に向けた連続講座「しまコトアカデミー」の開催などを行っている。

県内へのU・Iターン者数について見ると、平成29年度以降は減少が続いていたが、令和2年度の県内へのU・Iターン者数は、前年度比24人増の3,642人となり4年ぶりに増加に転じた。

しかしながら、国全体で人口が減少する中では、自治体間で移住者、定住者の獲得競争が加速してきており、本県の定住対策において財団の果たす役割はより一層重要になってくる。

については、こうした様々な取組の結果を検証し、引き続き県、市町村、関係機関と連携して、ターゲットのニーズに応じた効果的な施策を展開し、県内就職者やU・Iターン者の増加及び活力と魅力ある地域づくりを通して、定住対策の促進に取り組まれない。

(2) 所管課（しまね暮らし推進課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

定住対策の促進

財団は、平成4年の設立以来、若年層の県内就職の促進、県外からのU・Iターンの促進、活力と魅力ある地域づくりの促進に取り組み、本県の最重要施策の一つである定住の推進に大きな役割を果たしてきた。

「島根創生計画」に示された「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向け、定住促進に係る各種事業において豊富な実績と経験を有する財団の役割はより一層重要となってくる。

については、引き続き財団と連携し、定住対策の一層の促進に取り組みたい。

(3) 所管課（環境生活総務課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

定住対策の促進

しまね暮らし推進課と同じ。

(4) 所管課（雇用政策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

定住対策の促進

しまね暮らし推進課と同じ。

5	団体名	(公財) しまね国際センター	所管課	文化国際課
---	-----	----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成元年11月1日

(2) 設立目的

多文化共生の地域づくりと県民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、地域の活性化と国際化に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 1,012,500千円 (県出資比率: 78.6%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

ア 多文化共生地域づくり事業

- ・外国人・地域住民インフォメーション事業
- ・コミュニティ通訳ボランティア派遣事業
- ・留学生支援事業
- ・多文化共生啓発事業
- ・外国人住民日本語研修事業
- ・ボランティア登録・活用事業
- ・多文化共生推進事業
- ・ボランティア研修事業

イ 国際交流・協力事業

- ・世界とつながる島根づくり助成事業
- ・海外移住者等支援事業
- ・国際交流団体等連携協力事業

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

業務拡大に伴う財団体制の充実

県内における外国人住民の急増に伴い、多文化共生の地域づくり推進に必

要な「相談業務」と「日本語教育業務」は年々拡大し、令和2年度の相談件数は1,810件と相談窓口（ワンストップセンター）を設置した令和元年度からほぼ倍増した。

相談内容も医療、福祉、教育など多岐にわたり、DV相談のように深刻かつ急を要する相談も増加し、連携の必要がある関係機関へ相談者と同行して対応するなど、外国語対応に当たる相談員と調整役としての職員への業務負担が大きくなっている。

また、外国人住民とのコミュニケーション等の対応に関する相談も寄せられている。

一方、外国人への日本語教育も、日本語教室に出向けない外国人からの学習ニーズを受け、「訪問日本語コース」で対応するなど事業を拡大しているが、これを担う職員の業務負担も大きくなっている。

このように財団の果たすべき役割はより一層重要となっており、職員の専門性のさらなる向上や人員体制の充実、蓄積されたノウハウの承継のほか、市町村と緊密な連携を図ることも必要となっている。

こうした中、令和元年度後半から日本語教育担当職員を1名増員し、令和2年度からは外国語相談員を1名増員したほか、令和4年度には更に職員1名を増員することとしている。

また、財団の事務所については、外国人をはじめとした利用者には分かりにくい立地となっていることから、利用者の利便性を考慮するため令和2年度から移転の検討を開始したところである。

については、引き続き、利用者の利便性の向上に向けて、移転の検討を進めるなど、必要な体制整備に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

業務拡大に伴う支援

団体意見で述べたように、拡大する財団業務の円滑な実施のため、引き続き利用者の利便性の向上に向けて、移転の検討を進めるなど、団体の必要な体制整備に努められたい。

6	団体名	SPSしまねグループ	所管課	文化国際課
---	-----	------------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 令和2年4月1日
- (2) 団体の形態 株式会社SPSしまね・株式会社レテック・セコム山陰株式会社の共同事業体
- (3) 設立目的
美術館の指定管理業務を共同連帯して営む。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 美術館（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・美術館のギャラリー、ホール及びこれらの付属設備の使用許可に関する業務
- ・美術館の使用料及び観覧料の徴収に関する業務
- ・美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・美術館の総合案内等に関する業務
- ・美術館の広報・利用促進に関する業務

② 指定期間 令和2年度～令和6年度

③ 指定管理料 313,550千円（令和2年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

7	団体名	(株) 島根東亜建物管理	所管課	スポーツ振興課
---	-----	--------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和46年9月25日

(2) 主な事業内容

指定管理者制度による公共施設管理運営事業、清掃管理事業、設備管理事業

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア はつらつ体育館（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・施設の使用許可に関する業務
- ・施設の使用料の徴収に関する業務
- ・施設等の保全に関する業務

② 指定期間 令和2年度～令和6年度

③ 指定管理料 9,896千円（令和2年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

障がい者の施設利用拡大

はつらつ体育館は、障がい者スポーツの振興を図り、もって障がい者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与することを目的とする体育施設である。また、令和12年に本県で開催予定の「全国障害者スポーツ大会」に向け、この施設の障がい者スポーツの強化及び振興に果たす役割は大きい。

施設利用に当たっては、障がい者の利用は無料であり、障がい者の利用予約は3ヶ月前から、一般利用の予約は1ヶ月前からと、障がい者が利用しやすい仕組みとなっている。しかし、近年のコロナ禍にあり、順調に伸びてきた障がい者の利用人数及び利用率が低下している。

については、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、障がい者の利用が拡大するよう、一層の広報宣伝活動や障がい者スポーツへの理解を深めるイベントの開催などにより利用促進に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

障がい者の施設利用拡大に伴う支援

団体意見で述べたように、はつらつ体育館が障がい者スポーツの強化及び振興に果たす役割は大きい。

については、今後とも、障がい者の施設利用が拡大するよう団体との連携を密にして支援に努められたい。

8	団体名	(一社)隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会	所管課	自然環境課 隠岐支庁県民局
---	-----	------------------------	-----	------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成21年6月15日
(令和2年4月1日 一般社団法人に移行)

(2) 設立目的

ユネスコ世界ジオパークのガイドラインに沿って、隠岐地域の関係者と相互に連携し、教育を基盤とした隠岐地域の活性化を図り、持続可能な地域社会の発展を目的とする。

(3) 主な事業と構成員

隠岐地域の4町村及び教育長、金融機関を役員とし、隠岐ユネスコ世界ジオパーク活動の推進に係る会員相互の連携、住民の意識啓発及び教育、観光を基軸とする産業の振興を実施している。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会運営費負担金

① 内容

隠岐ユネスコ世界ジオパークの持続的発展を目指して、(一社)隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会が実施する人材育成、情報発信、企画・広報宣伝、調査研究等の事業や事務局等の運営に要する経費を負担する(県1/2以内)。

② 負担金額 22,340千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

9	団体名	(公財)島根県環境管理センター	所管課	廃棄物対策課
---	-----	-----------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年3月4日

(2) 設立目的

産業廃棄物の処理に関する事業を行い、地域社会の健全な発展と地球環境保全、自然環境保護に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 70,000千円 (県出資比率: 31.2%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」の管理運営を行っている。

(2) 補助金

ア 公共関与最終処分場経営安定化対策事業補助金

① 内容

センターが処分場(管理型第1期)の建設費用として金融機関から借り入れた資金に係る償還金の一部を補助する。

② 補助金額 158,800千円

(3) 損失補償

ア 内容

センターが処分場(管理型第1期、管理型第3期)の建設費用として金融機関から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

イ 令和2年度末損失補償債務残高 1,576,372千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

クリーンパークいずも管理型第3期最終処分場埋立実行計画の着実な推進
クリーンパークいずも管理型第3期最終処分場は、埋立期間を平成29年

3月から令和13年度末までとして供用を開始した。

しかし、平成30年度受入量は87,462tで対前年度比128.2%と平成14年の管理型第1期処分場供用開始以来最高となり、令和2年3月時点で埋立の進捗率は33%に達しており、当初の目標を大幅に上回るペースとなっていた。

こうした中、第3期処分場の埋立期間を可能な限り確保するため、令和2年7月に受入量削減のための具体的手法を実施時期とともに示した埋立実行計画を策定した。

計画では、「廃棄物の種類別リサイクルのモデルフローを記載したパンフレットの作成」や「産業廃棄物減量税を活用したリサイクル製品の基礎研究、技術開発、施設整備等への支援」などは県が担当することとした。

一方、「木くずや金属くずなどリサイクル可能なもの等の受入中止」や「混載での受入の中止」及び「安定型品目の処理料金や中間処理業者からの処理料金の見直し」などはセンターが担当することとした。

しかし、令和3年3月時点で埋立の進捗率は41.6%に達しており、依然として当初計画よりも早いペースとなっている。

については、計画で定めた具体的手法について、県と連携し、それぞれの役割を着実に推進されたい。

併せて、各手法の効果の検証を随時行うとともに、手法の継続・強化・見直しなど進行管理も着実に実施し、管理型第3期処分場の埋立期間を可能な限り確保されたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

クリーンパークいずも管理型第3期最終処分場埋立実行計画の着実な推進
団体意見で述べたように、埋立実行計画で定めた具体的手法について、センターと連携しそれぞれの役割を着実に推進し、管理型第3期処分場の埋立期間を可能な限り確保されたい。

また、次期の産業廃棄物管理型最終処分場についても、検討を進められたい。

10	団体名	NPO法人 国際交流フラワー21	所管課	産地支援課
----	-----	------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成15年7月4日

(2) 設立目的

花と緑を通じた環境保全、美化推進に係る活動を行うとともに、他地域からの来訪者との交流活動、子どもの健全育成、福祉増進等に関する事業を行い、花と緑を通じた潤い、活力あるまちづくりに寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 花ふれあい公園（しまね花の郷）（所在地 出雲市）

① 指定管理業務の内容

- ・公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・花きに親しむ機会の提供に関する業務
- ・公園の利用の促進に関する業務
- ・観覧料の徴収に関する業務

② 指定期間 平成29年度～令和3年度

③ 指定管理料 89,393千円（令和2年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

1 1	団体名	(公社) 島根県林業公社	所管課	林業課
-----	-----	--------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和40年6月16日

(2) 設立目的

造林・育林等林業に関する事業及び林業労働力の確保の促進に関する事業を行うことにより、森林資源の培養と森林の多面的機能の維持増進を図り、もって国土の保全と農山村経済の振興、住民の福祉向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 225,000千円 (県出資比率: 50%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県林業公社不成績林等処理対策事業補助金

① 内容

松くい虫被害等により不成績林化した造林地の債務を処理するため、該当地を分収契約から除外する手続に要する経費及び該当地に係る日本政策金融公庫借入金の繰上げ償還に要する経費を補助する。

② 補助金額 39,568千円

イ 意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業費補助金

① 内容

事業拡大と経営安定に向けた目標を掲げ、就業者の増員や高性能林業機械の導入などに積極的に取り組み、高い収益性を確保して、長期的に健全な林業経営を実行できる能力を有する「意欲と能力のある林業経営者」の育成・強化を行うため、林業経営者が経営体質強化に要する活動経費を補助する。

② 補助金額 25,466千円

(2) 貸付金

ア 島根県林業公社事業資金

① 内容

公社が行う分収造林事業の実施等に要する資金を貸し付ける。

② 貸付金額

令和元年度末残高	36,797,973千円
令和2年度貸付額	817,447千円
令和2年度返済額	12,002千円
令和2年度末残高	37,603,418千円

イ 林業就業促進資金

① 内容

新たに林業に就業しようとする者を対象として、就業の準備に必要な資金の貸付事業を行う公社に対し、必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

令和元年度末残高	96,719千円
令和2年度貸付額	42,000千円
令和2年度返済額	24,689千円
令和2年度償還免除額	10,827千円
令和2年度末残高	103,203千円

(3) 損失補償

① 内容

公社が分収造林事業の実施等に充てるため日本政策金融公庫等から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

② 令和2年度末損失補償債務残高 16,866,003千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

第5次島根県林業公社経営計画の着実な実行

地域林業の発展と環境保全の両立、林業経営モデルの確立を基本方針として令和元年度に策定された「第5次経営計画」は、令和3年6月に一部見直され、再造林木に係る分収割合の設定により、88億円程度の収支改善がなされる見込みである。

しかしながら、令和2年度末現在の分収造林事業*2の借入金残高は約545億円であり、第5次経営計画における経営改善策を実施しても事業年度終了時点と予定されている令和65年度においてなお202億円程度の債務が

残る試算となっており、残る債務は、ほぼ全額が県からの借入金である。

については、県から大きな財政支援を受けている公社においては、この厳しい現状を重く受け止め、「第5次経営計画」について県及び市町と連携しながら着実に実施するとともに、必要に応じて適宜見直しを図るなど収支改善の強化に向けた取組をより一層進められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

第5次島根県林業公社経営計画の着実な実行

令和元年度に策定された「第5次経営計画」は令和3年6月に一部見直され、再造林木に係る分収割合の設定により、88億円程度の収支改善がなされる見込みである。

しかしながら、令和2年度末現在の分収造林事業の借入金残高は約545億円であり、第5次経営計画における経営改善策を実施しても事業年度終了時点と予定されている令和65年度においてなお202億円程度の債務が残る試算となっており、残る債務は、ほぼ全額が県からの借入金である。

については、県から大きな財政支援をしている公社の厳しい現状を重く受け止め、「第5次経営計画」について公社と一体となって着実に実施するとともに、必要に応じて適宜見直しを図るなど収支改善の強化に向けた取組を一層進められたい。

また、公社の経営が将来にわたって安定的に継続できるよう、国土保全など重要な公益的機能を果たしている分収造林事業に係る財政支援の充実強化等を、他の都道府県等と連携して、引き続き国に働きかけられたい。

*2 分収造林事業とは

①森林の土地所有者、②森林の植栽・保育・管理を行う造林者(市町村)、③森林造成に必要な費用を負担する費用負担者(公社)の3者が共同で森林の造成を行う契約を締結し、伐採時に収益を一定の割合(分収割合)で分け合うものである。3者の分収割合は、令和3年度以降に再植林した造林木については、土地所有者20%、市町村5%、公社75%となっている。

12	団体名	広島地区観光情報発信事業実行委員会	所管課	観光振興課
----	-----	-------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成14年4月17日

(2) 設立目的

広島県において、島根県の魅力ある観光地を紹介、宣伝する「広島地区観光情報発信事業」を実施することにより、交流人口の拡大及び観光客の誘致を図る。

(3) 主な事業と構成員

県、県市長会、県町村会、県内19市町村、雲南広域連合及び隠岐観光協会を構成員として、広島市における「島根ふるさとフェア」の開催や、広島県等でのテレビCM・番組の放映、イベントの開催など、島根の魅力を伝える情報発信事業を実施している。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 広島地区観光情報発信事業負担金

① 内容

「広島地区観光情報発信事業」の実施に要する経費の一部を負担する。

② 負担金額 15,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

13	団体名	島根県中小企業団体中央会	所管課	中小企業課
----	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年2月16日

(2) 設立目的

中小企業等協同組合法等により設立された組合等の組織、事業及び経営の支援その他組合等の健全な発展及び中小企業の振興を図るために必要な事業を行い、自主的な経済的活動を促進し、その経済的地位の向上を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金

① 内容

中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するため、中小企業連携組織推進指導事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 106,985千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

14	団体名	島根県商工会連合会	所管課	中小企業課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和36年11月1日

(2) 設立目的

県内における商工会の健全な発達を図り、商工業の振興に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、商工会指導員、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 168,423千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

15	団体名	斐川町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和36年5月12日

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 37,133千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

16	団体名	出雲商工会	所管課	中小企業課
----	-----	-------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成19年4月1日
(佐田町、多伎町、湖陵町、大社町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 59,423千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

17	団体名	浜田商工会議所	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和21年11月18日

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 41,107千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

18	団体名	平田商工会議所	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和23年9月4日

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 39,955千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

19	団体名	(公財) 島根県建設技術センター	所管課	土木総務課
----	-----	------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成8年3月25日

(2) 設立目的

島根県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、公共工事に関わる建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備を推進し、県民の福祉の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円 (県出資比率: 100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

建設技術に関する研修・講習・指導、公共建設工事に関する調査・設計・技術審査・積算・施工監理及び検査業務の受託並びに地方公共団体への技術的支援等に関する事業を実施している。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

20	団体名	島根県土地開発公社	所管課	土木総務課 用地対策課 斐伊川神戸川対策課 管財課 企業立地課
----	-----	-----------	-----	---

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年4月1日

(2) 設立目的

公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 30,000千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

公共用地・公用地等の取得・管理及び処分、住宅用地・工業用地等の造成、県等からの委託に基づく土地の取得のあっせん・調査及び測量等などの事業を実施している。

(2) 貸付金

ア 島根県土木部単独用地先行取得資金貸付金

① 内容

土木部が施行する公共事業に必要な用地の先行取得を行うために必要な資金及び先行調査に必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

令和元年度末残高	0千円
令和2年度貸付額	400,000千円
令和2年度返済額	400,000千円
令和2年度末残高	0千円

イ 斐伊川放水路関連事業残土処理用地取得資金貸付金

① 内容

国土交通省が施行する斐伊川放水路事業に必要な残土処理用地の先行取得を行うために必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

令和元年度末残高	0千円
令和2年度貸付額	336,346千円
令和2年度返済額	336,346千円
令和2年度末残高	0千円

ウ 益田拠点工業団地造成事業費貸付金

① 内容

益田拠点工業団地の造成（分譲）事業を行うために必要な資金を島根県土地開発基金から貸し付ける。

② 貸付金額

令和元年度末残高	0千円
令和2年度貸付額	4,083,729千円
令和2年度返済額	4,083,729千円
令和2年度末残高	0千円

(3) 債務保証

ア ソフトビジネスパーク島根整備事業に係る債務保証

① 内容

ソフトビジネスパーク島根整備事業の借入金に対して債務保証を行う。

② 令和2年度末債務保証債務残高 3,848,404千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課（土木総務課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(3) 所管課（用地対策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(4) 所管課（斐伊川神戸川対策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(5) 所管課（管財課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(6) 所管課（企業立地課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

2 1	団体名	NPO法人 出雲スポーツ振興2 1	所管課	都市計画課
-----	-----	-------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成12年3月24日

(2) 設立目的

出雲市民をはじめ、島根県民に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、もって市民をはじめ、県民の健康の増進・体力の向上・スポーツ文化の振興と発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 浜山公園（所在地 出雲市）

① 指定管理業務の内容

- ・ 有料公園施設の利用の許可に関する業務
- ・ 都市公園の維持管理に関する業務
- ・ 県立浜山公園を利用したスポーツの普及振興に関する業務
- ・ 都市公園の運営に関する業務

② 指定期間 令和2年度～令和6年度

③ 指定管理料 171,019千円（令和2年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

22	団体名	(株) I S P	所管課	都市計画課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成17年2月21日

(2) 主な事業内容

公共施設の維持・管理・運営に関する事業の受託

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 石見海浜公園（所在地 浜田市、江津市）

① 指定管理業務の内容

- ・有料公園施設の利用の許可に関する業務
- ・都市公園の維持管理に関する業務

② 指定期間 令和2年度～令和6年度

③ 指定管理料 132,844千円（令和2年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

23	団体名	(株) MIしまね	所管課	文化財課
----	-----	-----------	-----	------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成16年12月10日

(2) 主な事業内容

指定管理者制度による公共施設管理運営事業、福祉施設・文化施設・スポーツ施設・宿泊施設・温泉施設・公園施設・駐車場運営管理事業、建物保守警備請負事業

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設の指定管理

ア 古墳の丘古曾志公園（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・ 有料施設等の使用の許可に関する業務
- ・ 有料施設等の使用料の徴収に関する業務
- ・ 施設等の維持管理に関する業務

② 指定期間 令和2年度～令和6年度

③ 指定管理料 7,178千円（令和2年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

24	団体名	ミュージアムいちばた	所管課	文化財課
----	-----	------------	-----	------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成17年9月1日
- (2) 団体の形態 一畑電気鉄道株式会社・近畿日本ツーリスト株式会社の
共同事業体
- (3) 設立目的
古代出雲歴史博物館の指定管理業務を共同連帯して営む。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

- (1) 公の施設の指定管理
- ア 古代出雲歴史博物館（所在地 出雲市）
- ① 指定管理業務の内容
- ・ 博物館の観覧料の徴収に関する業務
 - ・ 博物館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ・ 博物館の利用促進に関する業務
- ② 指定期間 平成28年度～令和2年度
- ③ 指定管理料 282,352千円（令和2年度）

3 監査の結果

- (1) 団体
- ア 改善等を要する事項
指摘事項なし
- (2) 所管課
- ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

令和3年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告書

令和4年3月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県監査委員事務局

TEL (0852) 22-6703

FAX (0852) 22-6212

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp